

(別紙 1)

録音機器の使用および音声情報の管理に関する同意書

私は、下記の諸点について理解した上で、録音機の使用および音声情報の管理について同意します。

年 月 日

署名： _____

録音機の使用および音声情報の管理について

1. 面接は、録音機器によって録音されます。
2. 録音された音声情報は、面接者の報告書の作成に使用され、面接の報告書とともにハラスメント防止委員会に提出されます。
3. 希望すれば、録音された音声情報は、複製したものを保有しておくことができます。
4. 録音された音声情報は、ハラスメント防止委員会が保管・管理し、相談案件の終結から3年経過後に消去します。
5. 録音された音声情報が、ハラスメント相談のこと以外の目的で使用されることはありません。

日本教育心理学会 ハラスメント防止委員会 面接委員